

科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会の設置について

平成 23 年 5 月 16 日作成
平成 24 年 1 月 6 日改訂
平成 25 年 4 月 1 日改訂
平成 25 年 7 月 1 日改訂
平成 25 年 12 月 11 日改訂
平成 27 年 3 月 27 日改訂
平成 27 年 10 月 6 日改訂
文部科学省科学技術・学術政策局

1. 目的

「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」（以下、「政策のための科学」という。）推進事業」においては、科学技術イノベーション政策に関して、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的なプロセスによる政策形成を実現するため、「政策のための科学」の深化、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化、及び関連する学際的学問分野の開拓を目指す。

この事業を実施するに当たり、以下の要領にて運営される科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の位置付け

推進委員会は文部科学省の提示する基本構想を踏まえ、本事業全体の推進方策を設計し、統括する。「政策のための科学」に関係する各事業の推進に関し適宜検討、助言をする。

3. 検討事項

- ① 基本構想を踏まえた基本的な事業の進め方
- ② プログラム全体の円滑な運営
- ③ プログラムを通じた研究成果のふかんと、成果の政策形成における活用の在り方
- ④ その他必要な事項

4. 推進委員会の構成及び運営

- ① 委員会を構成する委員は別紙のとおりとする。
- ② 委員会には主査を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。
- ③ 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- ④ 委員会の定足数は、委員会を構成する委員数の過半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。

- ⑤ 必要に応じて別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ⑥ 委員会には分科会を設置することができる。
- ⑦ 推進委員会の議事や会議資料は、大学や民間企業の個別の利害に直結する事項など推進委員会において非公開とすることが適当であると認める場合を除き、原則公開とする。
- ⑧ 推進委員会の議事録については、推進委員会の出席者の了解を得た上で公開する。(但し、上記により非公開となった議事を除く。)
- ⑨ その他推進委員会の運営に関する事項は、必要に応じて推進委員会に諮って定める。

5. 設置期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までとする。

6. その他

推進委員会に関する庶務は、科学技術・学術政策局企画評価課が処理する。